

<b>Title</b>	戦国期能登における領主の所領形態について：「能登内浦村々給人注文写」の分析から
<b>Author</b>	川名, 俊
<b>Citation</b>	市大日本史. 19 卷, p.84-93.
<b>Issue Date</b>	2016-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

## 戦国期能登における領主の所領形態について

### ―「能登内浦村々給人注文写」の分析から―

川名 俊

#### はじめに

能登畠山氏は、管領畠山氏の一族で、応永十五年（一四〇八）に分家によって能登国守護となり、天正五年（一五七七）に上杉氏に滅ぼされるまで一国支配を維持した。畠山氏権力では、十六世紀半ば以降、「七人衆」と呼ばれる重臣層が台頭し、重臣間での抗争や当主と政治の主導権を争いながら、次第に畠山家中の実権を握っていった<sup>①</sup>。

筆者は以前、実権を握った家臣が主家にとって代わったり、あるいは主家から自立化したりしないという能登畠山氏権力の特徴は、他にはみられないものであり、戦国期における大名権力と家臣の関係を考える上で重要な事例であることを論じた<sup>②</sup>。しかし、能登においては、家臣をはじめとする国内の領主やその所領については、ほとんど明らかにされていない。特に家中の実権を握っていく「七人衆」は、在地領主層が中心であり、その所領や畠山氏との関係を明らかにすることは、畠山氏権力の本質を解明するため必要不可欠であろう。

こうした課題に 대응する史料として「能登内浦村々給人注文写」<sup>③</sup>（以下「給人注文」と略）がある。これは、能登国鳳至郡沖波村の諸橋稻荷神社および諸橋家に伝来するものである。後欠で一部欠損も見られるが、戦国期の能登内浦の村々とその給人の名前が列挙されている。

「給人注文」に現れる内浦とは、能登半島で富山湾に面する地域を指す。半島西側の外浦に比べて波が穏やかで、府中・所口をはじめとする港が点在し、日本海流通においても国内交通においても重要な地域であった。こうした地勢から、能登において稲作地帯である邑知地域溝帯とならんで経済の中心でもあった。当然、守護畠山氏にとってもこの内浦地域の支配は重要であり、その一端がうかがえる「給人注文」は、畠山氏の領国支配を考える上で有用な史料である。従来はその信憑性や正確な年代が不明であることから、ほとんど活用されてこなかった。しかし、近年、道下勝太氏が検討を加え、複数ある「給人注文」の伝来、給人・給地の関係、成立年代を明らかにした上で、守護畠山義総の領国支配の進展の中で在地に作成が命じられたとした<sup>④</sup>。た

だし、氏の「給人注文」の年代比定や作成背景、畠山氏権力との関係の分析についてはまだ検討の余地がある。

そこで本稿では、「給人注文」の伝来・作成年代について、道下氏の成果にもよりながら概観し、次に分析を加えて守護であった畠山氏権力との関係について論じたい。

## 1 「給人注文」の史料性格

### (1) 史料の伝来

「給人注文」は、『諸橋家文書』<sup>5)</sup>、『諸橋稻荷神社文書』<sup>6)</sup>、加越能文庫『諸橋文書』として伝来する(以下それぞれ「諸橋家本」、「神社本」、「文庫本」と略)。まず、各文書群の概要と「給人注文」の伝来について検討する。

『諸橋家文書』は、戦国期から近世にかけて地域の有力百姓であった諸橋家所有の文書群である。文書目録<sup>7)</sup>によると、中世文書は天正九年(一五八一)の前田利家人部以前の原文書が七点、「旧書写」や「旧記写」に収められた写が一四点伝来している。「給人注文」の原文書はなく、「天文年中旧書写」と呼ばれる袋綴の中に写が所載されており、最初に「内浦諸」、最後に「此余相損写取出来不申候事」と記されている。

『諸橋稻荷神社文書』は、諸橋六郷<sup>9)</sup>の惣社である諸橋稻荷神社に伝来した文書群で、そのうち中世文書は鎌倉・戦国期の文書が数点含まれている(写含む)。「給人注文」の形態は袋綴じで、表題はなく、最初に「内浦諸(以下欠損)」とあり、欠損により記載は途中で切れている状態である。この「神社本」は「諸橋家本」の原本とされている。<sup>10)</sup>

また近世中期の写ともされているが、その根拠は不明である。<sup>11)</sup>

加越能文庫『諸橋文書』は、明治十九年(一八八六)一月から二月にかけて行われた前田家編輯方による諸橋家文書調査の際に作成されたものと考えられており、<sup>12)</sup>『諸橋家文書』の写が多く含まれている。「給人注文」については、欠損箇所が「神社本」とほぼ一致していることから、「諸橋家本」ではなく、「神社本」を写したものと考えられる。<sup>13)</sup>

以上のように三つの「給人注文」の概要について見たが、「諸橋家本」「文庫本」ともに「神社本」が元になっていると考えられる。道下氏は「諸橋家本」と「神社本」を比較するなかで、「諸橋家本」の一部に誤写があることを指摘し、より正確な「神社本」を検討史料として扱っている。しかし、「神社本」では欠損となつていても、「諸橋家本」や「文庫本」には記載されている地名や給人もある。これは「神社本」を写した時期が古く、まだ破損が進んでいなかったためと思われる、二つの写からは、現在の「神社本」ではわからない地名や給人を復元することができる。「諸橋家本」「文庫本」が写された年代と現在の「神社本」との一致具合をふまえると、より古い状態を記したものは「諸橋家本」であろう。そこで筆者は、元本である「神社本」をベースに、欠損部分を誤写に気をつけながら「諸橋家本」で補って検討したい。それを一覧にしたものが表1である。

### (2) 史料の年代比定

次に「給人注文」が反映する年代を比定したい。まず上限につい

表1 「給人注文」にみえる村々と給人一覧

地名	給人	地名	給人
1 高井	長	61 曾福	渡辺源六
2 ★折戸	長十郎	62 鹿島	[空]
3 川	長十郎	63 そて・小牧	式本松
4 ★見崎	温井七郎	64 深浦	馬淵彦二郎
5 浜田	大すミ	65 瀬良志	式本松・入与
6 鵬	上田井	66 鱒浦	式本松
7 たこ島	長	67 長浦	式本松
8 小泊	佐脇又二郎	68 高毛	[欠]
9 河尻	佐脇又二郎・河尻	69 杭見	妙法寺
10 ★河院	長	70 田岸	妙法寺
11 叶	遊佐孫六	71 熊来	定林寺・妙法寺・入与
12 ★飯田郷	遊佐孫六	72 浜田	大すミ
13 上戸	本庄	73 豊田	常勝寺・入与
14 ★直郷	遊佐	74 笠師	三宅伊賀守
15 宇島	遊佐	75 しほつ	三宅伊賀守
16 ★松波	遊佐・松波	76 ★大津	三宅伊賀守・大津
17 恋津	遊佐	77 白浜	佐藤源五
18 四郎丸	遊佐	78 田鶴浜	坪川・飯川・入与
19 永	遊佐	79 舟生	温井兵庫助
20 □坂	遊佐	80 奥原	温井兵庫助・佐藤源五
21 赤崎	遊佐	81 わくら	式本松・遊佐・入与
22 ★久乃利浦	久乃利	82 石崎	式本松
23 立壁	久乃利	83 崎崎	温井兵庫助・入与
24 半尻	久乃利	84 つむき	遊佐
25 大真脇	加治・遊佐	85 すそ	[欠]
26 ひめ	加治・遊佐	86 佐波	[空]
27 ★真脇	加治・遊佐	87 飯浦	誉田
28 ★荻	加治・遊佐	88 通り	誉田
29 岩来	加治・遊佐	89 田尻	誉田
30 羽祿	誉田	90 久来	富来
31 ★宇志津	三宅小三郎	91 敷島	[空]
32 藤並	山田四郎三郎	92 祿屋	温井兵庫
33 波並	三宅小三郎	93 むせき	温井兵庫
34 矢並	温井彦左衛門尉	94 皆見	富来
35 志津見	温井兵庫助	95 鉤	富来
36 鷲川	温井兵庫助	96 向田	温井兵庫
37 古君	神保八郎右衛門尉	97 舟見	温井兵庫
38 諸橋	三宅小三郎	98 祿母か浦	温井兵庫
39 阿曾良	三宅新四郎	99 はちか崎	加治
40 甲	三宅新四郎	100 泊	大上
41 曾良	温井七郎	101 杭見	大上
42 鹿並	東野七郎	102 長崎	大上
43 岩車	[欠]	103 野崎	遊佐・西方
44 河尻	[欠]	104 大浦	給人不収
45 波志借	後藤	105 筆島	遊佐
46 粟津	後藤	106 二穴	[温井]
47 月崎	後藤忠兵衛	107 大田	[□(海カ)門寺]
48 ★飛良	後藤	108 滝尻	斎藤太郎四郎
49 ★中井北方	三宅彦四郎	109 赤崎	斎藤太郎四郎
50 ★中井南方	長	110 くぬき	斎藤太郎四郎
51 麦か浦	長	111 取	給人不収
52 隠岐崎	長	112 三室	大すミ
53 内浦	長	113 福留	大すミ
54 ★穴水	長	114 福[浦]	半隠斎・入与
55 ★向町	梅雪軒	115 [角島]	遊佐
56 小島	梅雪軒	116 湯浦	遊佐
57 乙崎	長	117 同見	[遊佐]
58 新崎	後藤	118 いおり	[欠]
59 志賀浦	長	119 大ぬき	遊佐
60 祿き	長	120 たてり	[欠]

※★は港や町場のあるもの/〔地名〕〔人名〕は「諸橋家本」による復元  
 ※〔欠〕は欠損のため給人名不明/〔空〕は給人名の記入なし

て、道下氏は地名の変遷や畠山氏の重臣である温井氏の假名・官途に注目して検討している。「阿曾良」の地名が享禄四年（一五三二）頃に「甲」の小字名になること、温井氏の宗家は藤五郎↓兵庫助↓備中守を名乗るが、「給人注文」にみられるのは、「兵庫助」であり、その頃兵庫助を名乗っていたのは享禄四年に戦死した温井孝宗の跡を継いだ総貞であることから、「給人注文」が反映する年代の上限を享禄四年とする。しかし、温井孝宗は大永三年（一五三三）には「備中入道」を称しており、この時点ですでに出家して子の総貞に家督を譲っている

た可能性がある。総貞の「兵庫助」としての初見は天文三年（一五三三）八月であるが、それ以前に「兵庫助」を名乗っていたことは十分考えられる。一方、永正十五年（一五一八）四月二十三日時点では、孝宗はまだ出家しておらず、総貞と思われる人物も「藤五郎」を名乗っている。したがって、孝宗が出家して子の総貞（兵庫助）に家督を譲った可能性のある時期、つまり「給人注文」が反映する時期の上限は、永正十五年四月末と推定できる。

次に下限について、道下氏は「給人注文」では温井氏の知行地であ

る弥屋（閨）の「能登島閨観音堂棟札」（天文十二年八月）に「□□番□  
通守護代池田（以下欠損）」と裏書があることから、弥屋の領主が温井  
氏から池田氏に変わっていると見て、これを下限とする。しかし、能  
登の棟札では領主は「領主」「地頭」と記されるのが一般的なので、  
これのみで池田氏が閨の領主となったと判断することには慎重である  
べきである。上限と同様に温井氏の官途から判断するのがより確実で  
あろう。温井総貞が「兵庫助」から「備中守」に名乗りを変えるの  
は、天文十四年六月から七月の間である<sup>〔17〕</sup>。よってこれを「給人注文」  
が反映する時期の下限と推定する。以上から「給人注文」の反映する  
年月は、永正十五年四月末以降、天文十四年七月以前と推定できる。

### （3）作成の主体と目的

ここまで「給人注文」の史料性格と成立年代についてみてきた  
が、最後に「給人注文」の作成の主体と目的について検討したい。

#### 〔史料1〕

濱田	大すミ殿様
豊田	常勝寺殿様入与
笠師	三宅伊賀守殿
しほつ	同
大津	同・大津殿
白浜	佐脇源五殿
田鶴浜	坪川殿飯川殿入与A

舟生	温井兵庫助殿
奥原	同・佐脇源五殿両所
舟生	温井兵庫助殿
奥原	同・佐脇源五殿両所
わくら	式本松殿・遊佐殿此外入与
石崎	式本松殿様
松百	〔ママ〕温井兵庫助殿此外入与
つむぎ	〔ママ〕遊佐殿

#### （中略）

はちか崎	加治殿
泊	大上様
杭見	同
長崎	同
野崎	遊佐殿・西方殿
大浦	給人不収候

道下氏は畠山義総が内浦地域の掌握のために在地側に依頼して作成  
したものと推測しているが、具体的な検討にはいたっていない。そこ  
で、「給人注文」の記載の特徴から作成の主体と目的を考えてみたい。

右は「神社本」の一部を抜粋したものである。給人名は「殿」付け  
であり、さらに畠山一族と思われる大すミ（閨）・常勝寺・二本松・大  
上（義総の母カ）には「様」をつけ、一文字上げて（ただし、いくつかブ  
レもある）記載されている。また能登の流通・経済の中心であり畠山氏

とも関係が深いはずの府中・所口が記載されていない<sup>18)</sup>。他にも「わくら」「松百」では「此外入与」とするだけで他に誰が給人として含まれるのかを記さない、給地における田畠面積や年貢高などの情報を示していないなど、畠山氏権力が内浦を掌握するために作成したとするには、疑問点が多い<sup>19)</sup>。

さらに畠山氏家臣ではない諸橋家に伝来していること、『諸橋家文書』および『諸橋稻荷神社文書』は「給人注文」以外の文書は、諸橋家や諸橋六郷に直接関係するものであることから、「給人注文」は在地側が主体となつて作成したと考えるのが自然ではないだろうか<sup>20)</sup>。

では、「給人注文」作成の目的は何であろうか。それは当時の内浦地域における生業に関係すると考える。十六世紀の諸橋郷では、沿岸漁業・海運業・林業が重要な生業であつたとされている<sup>21)</sup>。特に沿岸漁業や海運業は個々の村域を越えて活動するため、彼らの活動範囲であつたと思われる内浦の諸領主を把握しておく必要があつたのではないだろうか。さらに「給人注文」には、所有者である諸橋家が居住する諸橋郷の村名と給人名も他と同様の形式で記載され、諸橋郷だけでなく内浦の村々で共有するために作成された可能性<sup>22)</sup>がある。以上から、「給人注文」は、内浦地域の村々が活動範囲である内浦の諸領主を把握するために作成し、それが諸橋家に伝来したものと考えたい。

## 2 「給人注文」にみる畠山氏権力

本節では、前節の「給人注文」の分析を前提に、給人および所領の

広がりの特徴と畠山氏権力との関係について検討したい。

### (1) 給人の性格と畠山氏の支配

まず、給人の性格について検討する。「給人注文」は内浦地域の村々による作成であると考えられることから、すべての給人が畠山氏の給人とは限らないことに留意したい。そこで給人を「畠山一族」、「譜代家臣」、「能登国人」、「その他家臣」(譜代や国人ではないが、史料から畠山家臣であると判明する者)、「寺院」、「所属不明」に分け、それを一覧にして、所領全体に占める割合を示したものが表2である。

川岡勉氏によれば、十四世紀後半から十五世紀にかけて国人領は本領・給分・請負によつて構成され、それぞれ幕府・守護・荘園領主との結びつきを有していた。特に本領は伝統的な地頭職に由来することが多いため相対的に自立性が高く、国人はそれを梃子に領域権力となつていくという。一方、給分は守護と国人を結び付ける機能があり、給人の自由な処分は許されず守護の介入度が高い<sup>23)</sup>という。

以上の川岡氏の論をふまえて、「給人注文」に現れる国人の所領の中から畠山氏の給分地を抽出したい。まず、鎌倉期から地頭として穴水を含む大屋荘を知行していた長氏とその庶流(河尻・山田・長十郎)の所領は、明らかに畠山氏の給分地は含まれない。また松波・久乃利・大津は名字の地とその周辺が知行地であるので、彼らの本領であると考えられる。残る本庄氏は、松波氏とともに若山荘の領家であつた日野家の被官であり、本庄氏が知行する「上戸」は本領もしくは日野家からの給地で



表2 給人の性格と所領の割合

性格	氏名	合計(箇所)	割合(%)
畠山一族	大隅、二本松、常勝寺、大上	14	12
譜代家臣	遊佐、三宅、誉田、佐脇、神保、斎藤	43	36
その他家臣	加治、後藤、馬淵	12	10
能登国人	長、河尻、本庄、松波、久乃利、温井、飯川、大津、富来、山田	40	33
寺院	妙法寺、定林寺、海門寺	4	3
不明	上田井、渡辺、東野、榎雪軒、坪川、西方	8	6

※入組の所領も数に含む  
 ※国人名は畠山義総期において家臣とわかるもの

あろう。一方、温井氏・飯川氏・富来氏は内浦地域に本領がないことから、「給人注文」に現れる三氏の所領はすべて畠山氏からの給分地であると考えられる。その割合は全体の四％である。また畠山一族と国人以外の家臣は、元から能登に基盤がなく、所領はすべて十四世紀末以降に畠山氏から与えられた給分地と考えられる。これは全体の五八％を占める。以上から、「給人注文」にあらわれる地域は七二％が畠山氏からの給分地である。畠山氏の給人以外でも、穴水とその周辺に勢力をもつ長氏嫡流を除くと小規模であることも

あり、内浦地域には畠山氏の支配が強くとがうかがえる。その一方で、「給人注文」には畠山氏の直轄領(料所)が明確に現れない。「鹿島」や「敷島」など給人名が空欄になっている地や、内浦地域に属するにも関わらず地名が記載されていない府中・所口がそれに当たるのかもしれないが、詳細は不明である。駿河の今川氏では重臣を代官として直轄領を預けることがあるので、「給人注文」の中にも代官預け地が含まれる可能も皆無ではないが、管見の限り能登で

は直轄領の代官預けを示す史料はなく、「給人注文」にあらわれる地域はすべて給人の所領と判断しても問題ないと考ええる。

## (2) 上位の給人の性格

次に「給人注文」の中で特に多くの所領を持っている給人について検討したい。最も多いのが「遊佐」で二か所(その内入組八か所)、次いで「長」が一か所、三番目が「温井兵庫助」で九か所(その内入組二か所)である。四番目の「三宅小三郎」が三か所なので、この三氏の所領の多さがうかがえる。彼らの性格について以下で見えていく。

遊佐氏は、十五世紀はじめから能登守護代をつとめる譜代家臣で、畠山家中では最有力の重臣である。多数のまとまった所領は、珠洲郡の大部分を占める若山荘の南半分である。室町中期以降に畠山氏が請負をしていた同荘の実務を、遊佐氏が担っていたことに由来すると考えられる。実際、遊佐氏は戦国期には若山荘内で独自に判物を発給している。<sup>(26)</sup> 一方で、鹿島郡にも多く所領を有しており、こちらが本来畠山氏から与えられていた給分地であると思われる。

長氏は、十二世紀末に能登に入部した長谷部信連を祖とする国人である。信連は、源頼朝から鳳至郡の輪島から穴水まで南北にまたがる広域荘園である大屋荘の地頭職を与えられている。「給人注文」において、穴水周辺にまとまった所領を有するのはそのためである。南北朝期までに、一族が奥能登を中心として各地に分布する能登最大の国人となった。「給人注文」においては、長十郎・河尻・山田四郎三郎

らの庶流がみえる。嫡流と河尻は室町幕府の奉公衆として編成され、在京活動が見られるが、十六世紀前半の長統連の代以降は畠山氏の重臣となり、畠山氏滅亡まで権力の中枢にあった。

温井氏は、元は鹿島郡温井の地を名字とする小規模な国人であったと思われるが、戦国期には国内有数の港である輪島を本領とするようになり、内浦地域にも多く所領を有する大領主となった。特に十六世紀前半の孝宗・総貞の代に畠山氏の重臣として台頭した。他に東福寺栗棘庵領の鳳至郡志津良荘では、同庵との関係から代官を世襲するなど、主な基盤は外浦地域にあったと思われる。「給人注文」に見えるよりさらに多くの所領を外浦に有していたと考えられる。

以上のことから、「給人注文」で多くの所領を有するのは、いずれも畠山氏の重臣クラスであることがわかった。さらに彼らは荘園の代官や伝統的な地頭職など、必ずしも畠山氏からの給分地に拠らない支配を展開しており、また港や町場を含む収益性の高い所領を持っていたことも看過できない。

### (3) 給人分布の特徴

最後に「給人注文」を地図に落としした「内浦給人分布図」から、所領の分布に関する特徴を検討する。その最大の特徴は、所領の全体数一二〇箇所（その内一七箇所が入組）に対し、四二人もの給人が分散的に配置されている点である。これは内浦地域における給人所領の小規模性を表すものであろう。

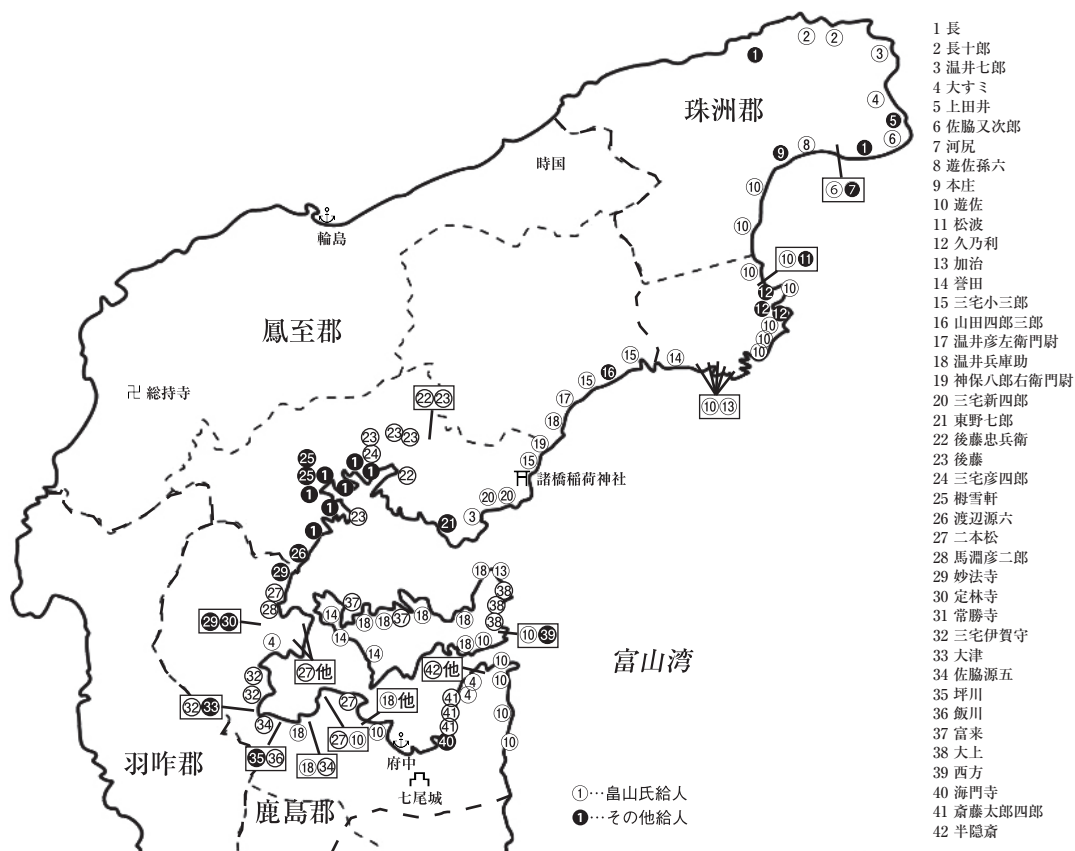
では、前節で述べた重臣クラスの家臣はどうであろうか。まず遊佐氏は、若山荘における所領は加治氏との入組の箇所も多く、また本庄・松波・久乃利といった国人の所領も含まれることから、荘内を一円的に支配していたと言いがたい。次に温井氏は、鳳至郡北部に基盤をもつものの、本領である輪島が畠山氏からの給分地であり、さらに鳳至郡の大部分が本来長氏の所領であり、代官を世襲する志津良荘を除く地域を一円的に支配できていたかは疑問である。また内浦地域の所領も温井氏にとっては重要であったようである。<sup>(29)</sup> 長氏についても、本領地である穴水周辺以外に、かなり離れた珠洲郡にも所領を有しているほか、伝統的に知行してきた大屋荘においても、戦国期に入って守護勢力による侵食が進み、縮小・散在するようになったものと推測される。<sup>(30)</sup> 長氏が十六世紀前半に畠山家臣となるのも、これら所領の維持をはかるためであったとも考えられる。

以上の点から、多数の所領を有する上位の給人であっても、入組地が多かったり、離れた所領を多数有していたりと、大規模な一円支配は成立しておらず、彼らの所領も全体として小規模・散在傾向にあるといえるだろう。

### おわりに

本稿で検討した「能登内浦村々給人注文」は、畠山氏による作成ではなく、沿岸漁業や海運業を生業とする内浦地域において、諸領主の把握のために作成されたものであった。また反映されている時期は永





- 1 長
- 2 長十郎
- 3 温井七郎
- 4 大すミ
- 5 上田井
- 6 佐藤又次郎
- 7 河尻
- 8 遊佐孫六
- 9 本庄
- 10 遊佐
- 11 松波
- 12 久乃利
- 13 加治
- 14 誉田
- 15 三宅小三郎
- 16 山田四郎三郎
- 17 温井彦左衛門尉
- 18 温井兵車助
- 19 神保八郎右衛門尉
- 20 三宅新四郎
- 21 東野七郎
- 22 後藤忠兵衛
- 23 後藤
- 24 三宅彦四郎
- 25 榎雪軒
- 26 渡辺源六
- 27 二本松
- 28 馬淵彦二郎
- 29 妙法寺
- 30 定林寺
- 31 常勝寺
- 32 三宅伊賀守
- 33 大津
- 34 佐藤源五
- 35 坪川
- 36 飯川
- 37 富来
- 38 大上
- 39 西方
- 40 海門寺
- 41 斎藤太郎四郎
- 42 半隠斎

図1 内浦給人分布図

正十五年（四月）から天文十四年（七月）の間である。

この「給人注文」から、内浦地域の給人は畠山氏からの給分地が七〇%以上を占め、畠山氏の支配が強く及んでいたことがわかる。ただし、畠山氏の直轄領は明確に現れない。次に多数かつ良質の所領を有していたのは、十六世紀半ば以降に大きく台頭する重臣層であった。彼らの所領には、本領や荘園の請負代官などに由来する独自支配の領域も含まれ、かつ港や町場など収益性の高い所領も含んでいた。その一方で、他の給人と入組していたり、距離的に離れている知行地も多い。このことから、重臣層の所領であっても大規模な一円支配は成立しておらず、全体として所領は小規模・散在傾向にある。

以上のように、戦国期の能登国における所領形態の全体像が明らかになった。最後に、これを踏まえて十六世紀半ば以降の畠山氏権力と家臣の関係を考えてみたい。

十六世紀半ば以降の畠山氏権力は、「七人衆」と呼ばれる重臣が台頭し、当主や重臣間で抗争しながら、最終的に重臣層が実権を握る政治体制となった。この抗争の中で特に力を持ち、中心となったのが、遊佐・長・温井の三氏であった。この三氏が内浦地域において、他に比べて良質かつ圧倒的な数の所領を有していたことは偶然ではないだろう。一方で、「給人注文」では、畠山一族の所領が全体の一二%と決して多くない。そのことが畠山一族ではなく重臣層が権力内で台頭した要因の一つ

とも考えられる。

さらに彼らは実権を握りながらも、主家から自立化することはなく、最後まで「年寄衆」としての立場を維持し続けた。これはなぜであろうか。戦国期の大名重臣層については、郡規模の所領を一円的・排他的に支配する自立性の高い領主（戦国領主あるいは国衆）であるという理解が通説的であるが、これに対して野田泰三氏は、播磨の有力国人である上月氏が、所領の散在性ゆえに守護である赤松氏への依存を高めていったことを指摘している。<sup>(2)</sup>

これと同じことが、戦国期に畠山氏権力内で中心となった遊佐・温井・長ら重臣層についても言えるのではないだろうか。つまり、彼ら重臣層は経済的基盤の強さ（＝経済的収益の大きな所領の多さ）によって権力内で台頭するが、所領の散在性ゆえに畠山氏権力の保障によって所領を維持する必要があったため、結局は権力内での抗争にとどまり、最後まで自立化することがなかった可能性が高いということである。

以上の分析から、「給人注文」にあらわれる所領形態の特徴が、十六世紀半ば以降の能登畠山氏権力の特徴と結びついている可能性があらることが判明した。今後、戦国期における能登畠山氏の権力構造や領国支配について明らかにするうえで重要な手がかりとなるだろう。

### 【注】

(1) 東四柳史明氏の一連の研究成果による。「畠山義綱考―能登畠山氏末期の領国制―」（『国史学』八八号、一九七二年）、「能登畠山氏家督の再検討」（『国学院雑誌』七三号、一九七二年）、「畠山義綱考」

（『北陸史学』三〇号、一九八一年）、「能登弘治内乱の基礎的考察」（『国史学』一二二号、一九八四年）、「半島国の中世史」（北國新聞社、一九九二年）など。

(2) 拙稿「戦国における能登畠山氏権力の展開と家臣―能登畠山氏を事例に―」（『ヒストリア』二四九号、二〇一五年）

(3) 史料名は「新修七尾市史7七尾城編」（以下「七史」）による。

(4) 道下勝太「戦国期能登の無年号文書の検討―「能登内浦村々給人注文」の成立をめぐる―」（『加能地域史』第六〇号、二〇一四年）。以下、道下氏の研究を引用する際は、同論文によるものとする。

(5) 『能都町史 資料編1』所載。

(6) 『七史』所載。

(7) 『能登穴水諸橋家文書目録』（穴水町立歴史民俗資料館、一九七九年）。

(8) 注7前掲書によると、近世後期に諸橋家伝来の中世文書を写したとされる。

(9) 現鳳珠郡穴水町から能登町にかけての地域の呼称で、戦国期から見られる。鹿並・曾良・甲・諸橋本郷・古君・山中・七海・鶴川・矢波・波並・藤波・宇出津・武連・山田吉谷の村々から成っていたが、六郷の内訳とその郷数は不明である。（『日本歴史地名大系17 石川県の地名』（平凡社、一九九一年））

(10) 注7前掲書。

(11) 『能都町史』。

(12) 『加能能文庫解説目録』。

(13) 「給人注文」を所収している『諸橋文書』の「天文年中旧書写」や加能能文庫『諸橋文書』は、基本的に諸橋家伝来の史料を写しているにも関わらず、なぜ「給人注文」だけは「神社本」が写されているのだろうか。それは『諸橋稲荷神社文書』の伝来に関係すると思われる。神社に伝来する文書には、「天文年中旧書写」に写されているもの（「天文十七年分諸橋村年貢皆済状」）や、元は諸橋家伝来であったと思われる文書（諸橋次郎兵衛宛「温井景隆等連署書状」等）が数点含まれている。おそらく、「神社本」は元々『諸橋家文書』に含まれており、ある

- 時期に何らかの形で神社に移されて伝来した可能性が高い。
- (14) 『実隆公記』大永三年(一五二三)二月二十日条
- (15) 『鶴川菅原神社棟札』(『加能史料 戦国Ⅷ』三五八頁)。
- (16) 『冷泉為広能州下向日記』永正十五年四月廿三日条(『加能史料 戦国Ⅵ』三五八頁)。
- (17) 『温井総貞書状』(『栗棘庵文書』、『加能史料ⅩⅡ』一五頁、五六頁)。
- (18) 十六世紀前半に七尾城に拠点を移すまでは、府中・所口地区に守護所がおかれていた。
- (19) 権力(領主)側が給地と給人を書き上げる性格の史料としては知行目録と「小田原衆所領役帳」が挙げられる。知行目録は、一般に宛行状や讓状に添付したり、寺社本所が自らの所領を確認したりするために作成するものである。「所領役帳」は、後北条氏が家臣に知行役を賦課する目的で作成されたもので、家臣を「衆」ごとに分類し、所領名および貫高を記している。「給人注文」は地名とその領主を北から順に書き上げていくにすぎない点から、特定の領主とその領地を書き上げるこれらの史料とは性格が異なる。
- (20) ただし、多数の給人名を広域にわたって正確に記している点、畠山一族とそれ以外が区別されている点など、畠山氏側が何らかの形で関与している可能性は否定できない。
- (21) 注7前掲書。
- (22) 能登の流通・経済の中心であった府中・所口が記されていないのも、そこが内浦地域に居住する人びとにとっては日常的に往来する都市で、わざわざ領主の名前を記す必要がなかったからではないだろうか。
- (23) 川岡勉「中世後期の守護と国人」(有光友學編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年)。
- (24) 温井氏は鹿島郡温井(この時期は鳳至郡輪島)、飯川氏は鹿島郡飯川保、富来氏は羽咋郡富来院がそれぞれ本領であると考えられ、いずれも内浦地域にはない。
- (25) 有光友學『戦国大名今川氏の研究』(吉川弘文館、一九九四年)

- (26) 『遊佐総光判物』(『法住寺文書』、『加能史料 戦国Ⅷ』二六一頁)。
- (27) 『大館常興日記』天文十一年三月十三日条(『加能史料 戦国Ⅺ』一三七頁)など
- (28) 輪島は室町期まで小屋湊と呼ばれ、長氏が代々知行していた大屋荘に属する湊であり、文明年間になって神保氏とともに温井氏が領主として見えるようになる。温井氏は元々鹿島郡の温井村が本貫地と考えられることから、輪島が畠山氏からの給分地であることは間違いないだろう。
- (29) たとえば、温井総貞は内浦の鶴川菅原社の造営に関与している(前掲注15史料)。
- (30) 戦国期になると輪島を温井氏が知行し、輪島と穴水との中間に位置する三井に畠山義元(畠山義総の先代当主)の菩提寺興徳寺が建立されている(これは畠山氏が有力国人である長氏と温井氏を牽制する目的もあったと考えられている(東四柳史明「大名領国の形成と総持寺」(『新修門前町史』通史編)第三章、二〇〇六年)。また長氏が南北朝期に進出した櫛比荘も戦国期には畠山氏の支配となっている。
- (31) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年)、黒田基樹『戦国期東国の大名と国衆』(岩田書院、二〇〇一年)など。
- (32) 「戦国期赤松氏権力と国人領主」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』高志書院、二〇〇四年)。

〔付記〕

本稿は平成二四年度第二回加能地域史研究会で報告したものに、当日の討論や、同日に報告され先に原稿化された道下氏の成果を受けて、加筆・修正をしたものである。道下氏をはじめ、当日に貴重な意見をくださった方々に謝意を表したい。

(石川県埋蔵文化財センター)